

新美南吉顕彰事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人と人との出会いや心のふれあいを大切にする郷土性豊かな新美南吉文学のすばらしさを顕彰することを目的とする新美南吉顕彰事業に対し交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助の対象となる事業を行うものは、次のとおりとする。

- (1) 新美南吉顕彰会
- (2) その他市長が認める者

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象は、第1条に規定する事業の実施に必要な経費のうち、予算の範囲内で市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金交付決定通知書(様式第2)により補助対象事業者に通知する。この場合において補助金交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第6条 補助対象事業者は、前条の交付決定通知を受けた場合は、補助金交付請求書(様式第3)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付対象となる事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第4)を翌年度の4月20日までに市長に提出しなければならない。

(補助の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の

交付決定を取り消すとともに、補助金の返還を求めることができる。

- (1) この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業が不相当と認められるとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をし、不正に交付金の交付を受けたとき。

(延滞金)

第9条 補助対象事業者は、補助金の返還を決定し、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第2項の規定に準じて算出した延滞金を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全額又は一部を免除することができる。

(検査等)

第10条 市長は、補助金の交付目的を達成するため、補助対象事業者に対し補助金の使途について必要な指示をし、関係書類の提出を命じ、又はその内容を検査することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

申請者

補助金交付申請書

新美南吉頭彰事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 補助金の交付対象事業

添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 前年度事業報告書及び収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2（第5条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました新美南吉頭彰事業補助金については、
下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 補助金交付の条件

補助金は、補助金交付申請書第2項の事業計画経費に充てるもので、その他の
経費に支出してはならない。

様式第3（第6条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

申請者

補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定がありました新美南吉頭彰事業補助金について、
下記の金額を請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

ただし、 年度新美南吉頭彰事業補助金として

様式第4（第7条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

申請者

補助事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定がありました新美南吉顕彰事業についての補助事業実績を下記のとおり報告いたします。

記

1. 補助金交付額 金 円
2. 補助金交付の対象事業

添付書類

- （1）収支決算書
- （2）市長が必要と認める書類